

---

プロジェクト 開示に関する取組み

項目 IASB 公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の概要及び対応方針

---

## I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は 2021 年 7 月 26 日に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「本公開草案」という。）（コメント期限 2022 年 1 月 31 日）を公表した。本公開草案は、新しい任意適用の IFRS 基準書についての提案（以下「本基準書案」という。）を示している。本基準書案は IASB が中小企業<sup>1</sup>（SMEs）のために特別に開発した中小企業向け国際財務報告基準（以下「IFRS for SMEs 基準」という。）のように IFRS 基準とは別個の独立した基準ではなく、IFRS 基準に含まれるひとつの基準書として開発されたものである。本資料は、本公開草案の内容をご紹介するとともに、本公開草案の検討の進め方をご説明することを目的としている。

## II. 本公開草案の公表の背景及び開発方法

### 本公開草案の公表の背景

#### （利害関係者のフィードバック）

2. 本公開草案に係るプロジェクトは、IASB が意見募集「2015 年アジェンダ協議」に対する利害関係者からのフィードバックを受けて、リサーチ・パイプラインに追加されたものである。利害関係者（主に作成者）は、次のフィードバックとともに、IFRS 基準を適用して連結財務諸表を作成する親会社を有する子会社が、子会社自らの財務諸表に、開示要求が削減された IFRS 基準の適用を認めるよう要望していた（本公開草案 BC2 項他）。
  - (1) 多くの子会社は公的説明責任（後述）を有しないが、子会社が自らの財務諸表の作成において IFRS 基準を適用する場合、公的説明責任を有する企業向けに設計された開示要求に従って開示を行わなければならない。
  - (2) 公的説明責任を有しない中小企業は、IFRS 基準よりも開示要求が少ない IFRS

---

<sup>1</sup> IFRS for SMEs 基準は、中小企業を、(a) 公的説明責任（後述）を有さず、かつ、(b) 外部利用者に一般目的財務諸表を公表する、企業と定義している。

for SMEs 基準の適用が認められている。しかし、IFRS 基準を適用して連結財務諸表を作成する親会社を有する子会社は、親会社へ IFRS 基準に基づいた報告が必要となるが、IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準では認識及び測定の要求事項に相違があるため、子会社にとって IFRS for SMEs 基準を適用することは魅力的な選択肢にならない。

- (3) IFRS 基準を適用して連結財務諸表を作成する親会社を有する子会社は、子会社自らの財務諸表の作成のため、国内の一般に認められた会計原則（国内 GAAP）や IFRS for SMEs 基準を適用した場合、親会社向けに IFRS 基準を適用した会計記録に加えて、追加の会計記録を維持する必要がある。

### **（プロジェクトの目標）**

3. IASB のリサーチ結果によれば、SMEs である子会社について開示要求を削減した IFRS 基準書は、SMEs である子会社が IFRS 基準の採用を認めるか又は要求している法域で特に強い要望があり、そのような基準書は以下の効果があるとして、本基準書案の開発を行った（本公開草案 BC6 項）。
  - (1) 作成者のコスト削減：子会社は自らの財務諸表において削減された開示要求を適用しつつ、親会社が連結財務諸表で適用した IFRS 基準と同じ認識及び測定の要求事項を適用することで、子会社が追加の会計記録を維持するコストを避けられる。
  - (2) 財務諸表の有用性の維持：開示要求は削減されるが、公的説明責任のない子会社の財務諸表利用者のニーズに基づいて設計された開示のみを提供し、それら子会社のために設計されたものではない開示要求を削除することによって、利用者の有用性は維持される。

## **開示要求の開発**

### **（本基準書案の開示要求の開発アプローチ）**

4. IASB は本基準書案の開示要求を IFRS for SMEs 基準における開示要求に基づいて、IFRS for SMEs 基準の開示要求の設定で使用した原則（後述）を適用して開発することを決定し、以下のアプローチで開発を行った（本公開草案 BC23 項）。  
図 1 は開発アプローチの要約である。



負債として認識されているかどうかを問わず、義務、コミットメント又は偶発事象に関する情報に特に関心がある。この種の情報を提供する完全版 IFRS における開示は、SMEs についても必要である。

- (b) SMEs の財務諸表の利用者は、流動性及び支払能力に関する情報に特に関心がある。この種の情報を提供する完全版 IFRS における開示は、SMEs についても必要である。
- (c) 測定の不確実性に関する情報は SMEs について重要である。
- (d) 企業の会計方針の選択に関する情報は SMEs について重要である。
- (e) SMEs の財務諸表において表示されている金額の分解は、当該財務諸表の理解のために重要である。
- (f) 完全版 IFRS におけるいくつかの開示は、典型的な SMEs が遭遇する取引並びに他の事象及び状況に対してよりも、公開資本市場における投資意思決定に対しての目的適合性が高い。

#### (開示要求の開発アプローチの例外)

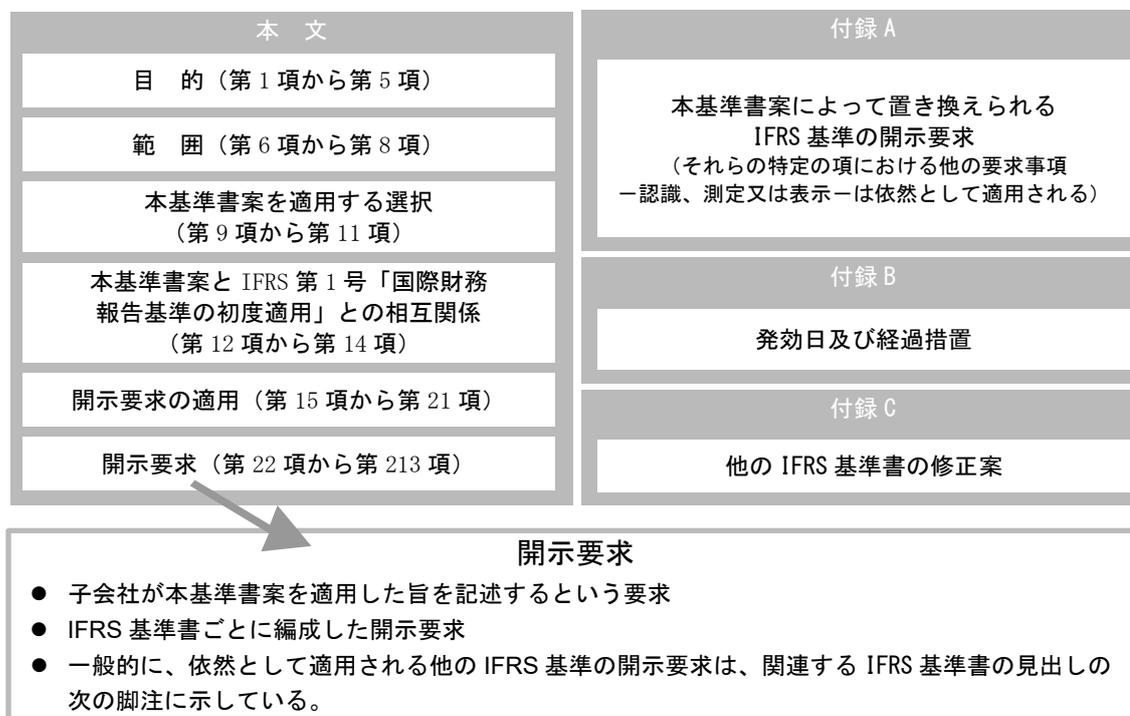
6. 本基準書案では財務諸表利用者には便益をもたらすと予想される IFRS 基準の開示要求に対する最近の改善等を考慮して、開発アプローチに対して、次の例外を提案している（本公開草案 BC40 項から BC52 項）。
  - (1) 一部の IFRS 基準書に含まれる開示目的は除外する（本公開草案 BC41 項）。
  - (2) IFRS 第 12 号の投資企業に関する開示要求の一部は含めない（本公開草案 BC42 項から BC45 項）。
  - (3) IAS 第 7 号の財務活動から生じた負債の変動に関する開示要求を追加する（本公開草案 BC46 項）。
  - (4) IFRS 第 6 号の鉱物資源の探査及び評価に関する開示要求を追加する（本公開草案 BC47 項から BC49 項）。
  - (5) IAS 第 19 号の確定給付制度債務に関する開示要求を追加する（本公開草案 BC50 項）。
  - (6) IFRS 基準における開示要求の最近の改善を追加する（本公開草案 BC51 項）。
  - (7) IFRS for SMEs 基準の追加的な開示要求を修正する（本公開草案 BC52 項）。

### III. 本基準書案の内容

## 本基準書案の構成

7. 本基準書案の構成を図2に示している。

図2 本基準書案の構成（本公開草案 図2を引用）



8. 本基準書案は、関連する IFRS 基準のそれぞれについての開示要求案を示している。開示要求案を本基準書案の付録 A に列挙した他の IFRS 基準書の開示要求の代わりに適用することになるが、他の IFRS 基準書の開示要求のうち本基準書案の付録 A に列挙されていないものは依然として適用される（本公開草案 第 2 項）と提案されている。

## 本基準書案の目的

9. 本基準書案の目的は、要件を満たす子会社が本基準書案における開示要求と IFRS 基準における認識、測定及び表示の要求事項を適用することを認めることである（本公開草案 第 1 項）とすることが提案されている。

## 本基準書案の適用範囲

10. 本基準書案では、企業は、報告期間の末日現在で次のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、連結財務諸表、個別財務諸表又は単体財務諸表において

本基準書案を適用することが認められる（本公開草案 第 6 項）と提案されている。

- (1) 子会社<sup>3</sup>である。
- (2) 公的説明責任を有していない。
- (3) IFRS 基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成する最終的な又は中間的な親会社を有している。

### 公的説明責任

11. 本基準書案では、次のいずれかの場合に、企業は公的説明責任を有している（本公開草案 第 7 項）との定義を提案している。当該定義は IFRS for SMEs 基準における公的説明責任を有する場合と同一の定義（IFRS for SMEs 基準 1.3 項）である。

- (1) 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場<sup>4</sup>で取引されているか又は公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合
- (2) 主要な事業の 1 つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合<sup>5</sup>

### 本基準書案の適用範囲に関する議論

12. 本基準書案の適用範囲について、公的説明責任のない子会社に加え、共同支配企業や関連会社等の他の種類の SMEs にも拡大するべきかについて、IASB は以下の理由等により適用範囲は拡大すべきでないと決定した（本公開草案 BC16 項）。

- (1) 本基準書案の提案は、プロジェクトの目的及び利害関係者からのフィードバック（親会社が IFRS 基準を適用して連結財務諸表を作成している子会社について削減した開示要求を要望していること）と整合している。
- (2) 本基準書案の適用範囲に含まれる子会社はグループのリソースへのアクセスを有しており、一般的に IFRS 基準の適用に関するリソースの支援が得やすい。
- (3) IFRS 基準を適用した財務諸表を作成することが財務諸表利用者にとって重

---

<sup>3</sup> 「子会社」は IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の付録 A で定義されている。

<sup>4</sup> 国内又は国外の証券取引所又は店頭取引市場（地方市場及び地域市場を含む。）

<sup>5</sup> 本基準書案では、ほとんどの銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、投資信託会社及び投資銀行がこの要件を満たすであろうと説明されている。

要である場合、IFRS 基準が要求する開示も同様に通常は重要である。IFRS 基準を適用する親会社に報告が求められる SMEs である子会社は、IFRS 基準の認識及び測定<sup>1</sup>の要求事項を適用することを要求されており、自らの財務諸表において削減された開示を望むのは SMEs の利用者のニーズを満たしつつコストを削減するからであるが、同じことは IFRS 基準の認識及び測定<sup>1</sup>の要求事項を削減した開示とともに適用することを望む SMEs については言えない。

- (4) 開示要求を大幅に削減するという提案は、新しいアプローチであり、範囲を SMEs である子会社に限定することで、IASB 及び利害関係者が当該アプローチを検証することが可能となる。
- (5) IASB は、財務諸表利用者の情報ニーズを考慮して IFRS 基準における開示要求を開発するが、一部の企業にこれらの要求事項を免除する新しい IFRS 基準書を導入する際は注意力を行使すべきである。
- (6) 要件を満たす子会社は、追加的な会計記録の維持を避けるため、IFRS 基準の要求事項の変更を自らの財務諸表において親会社と同じ時期に適用することを望み、延期された発効日を望まない。本基準書案の範囲をすべての SMEs に広げる場合、IFRS 基準における認識及び測定<sup>1</sup>の要求事項の変更の発効日をこれらの SMEs について遅らせるという要望を受ける懸念がある。
- (7) 本基準書案をどの SMEs でも適用できるとすると、IFRS for SMEs 基準と競合する基準書と見られる可能性がある。例えば、すべての SMEs に本基準書案の適用を認めると、一部の法域が本基準書案を適用することを認めて IFRS for SMEs 基準を適用することを認めない結果となったり、一部の融資者又は投資者が（本基準書案の方が IFRS for SMEs 基準よりも優れていると認識することにより）SMEs に本基準書案の適用を要求する結果となったりする可能性がある。

### 本基準書案の具体的な開示要求

- 13. 本基準書案の具体的な開示要求は、本基準書案 第 22 項から第 213 項において、基準書ごとに、以下のとおり列挙されている。また、本基準書案 付録 A では本基準書案の開示要求によって置き換えられる他の IFRS 基準書の開示要求が列挙されている（本公開草案 第 15 項）。

本基準書案の開示要求	
本基準書案を適用する企業に対するその旨の開示の要求	第 22 項
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	第 23 項から第 30 項

## 審議事項(4)-2

IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」	第 31 項から第 35 項
IFRS 第 3 号「企業結合」	第 36 項から第 38 項
IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	第 39 項から第 40 項
IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」	第 41 項
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	第 42 項から第 67 項
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」	第 68 項から第 78 項
IFRS 第 13 号「公正価値測定」	第 79 項から第 83 項
IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」	第 84 項から第 88 項
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	第 89 項から第 99 項
IFRS 第 16 号「リース」	第 100 項から第 109 項
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	第 110 項から第 127 項
IAS 第 2 号「棚卸資産」	第 128 項
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	第 129 項から第 133 項
IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	第 134 項から第 140 項
IAS 第 10 号「後発事象」	第 141 項から第 144 項
IAS 第 12 号「法人所得税」	第 145 項から第 147 項
IAS 第 16 号「有形固定資産」	第 148 項から第 150 項
IAS 第 19 号「従業員給付」	第 151 項から第 159 項
IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	第 160 項
IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」	第 161 項から第 163 項
IAS 第 23 号「借入コスト」	第 164 項
IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」	第 165 項から第 174 項
IAS 第 27 号「個別財務諸表」	第 175 項から第 180 項
IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」	第 181 項
IAS 第 32 号「金融商品：表示」	第 182 項から第 183 項
IAS 第 34 号「期中財務報告」	第 184 項から第 189 項
IAS 第 36 号「資産の減損」	第 190 項から第 195 項
IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	第 196 項から第 200 項
IAS 第 38 号「無形資産」	第 201 項から第 204 項
IAS 第 40 号「投資不動産」	第 205 項から第 209 項
IAS 第 41 号「農業」	第 210 項から第 212 項
その他の開示	第 213 項

14. 本基準書案を適用する場合においても、IAS 第 1 号第 31 項に従って、開示される情報に重要性がない場合はその開示を提供する必要はなく、本基準書案の具体

的な要求事項への準拠が財務諸表利用者の理解に不十分である場合には追加的な開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない（本公開草案 第 16 項）と提案されている。

## 本基準書案の適用に関する事項

### 複数回の選択

15. 本基準書案の適用要件を満たす企業は、本基準書案の適用を選択でき、その後にその選択を取り消すことができる。また、企業は本基準書案を適用する選択を複数回行うことができる（例えば、過去のある期間に本基準書案を適用したが直前期には適用しなかった企業は、本基準書案を当期に適用することを選択できる。）（本公開草案 第 9 項）と提案されている。

### 比較情報

16. 本基準書案を当期に適用しているが直前期には適用していない場合、及び、本基準書案を前期に適用したが当期に適用しない場合、当期の財務諸表において報告したすべての金額について、前期に係る比較情報を提供しなければならない（ただし、本基準書案又は他の IFRS 基準書が他の方法を認めるか又は要求している場合は除く）と提案されている（本公開草案 第 10 項及び第 11 項）。

### IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

17. 最初の IFRS 財務諸表を作成する際<sup>6</sup>は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を適用するが、本基準書案を最初の IFRS 財務諸表の作成時に適用する場合、本基準書案の開示要求を適用しなければならず、IFRS 第 1 号の開示要求を適用することは要求されない（本公開草案 第 12 項）とすることが提案されている。
18. 本基準書案を適用する選択又はその取消しは、それ自体では企業が IFRS 第 1 号における IFRS 基準の初度適用企業の定義を満たすことにはならない（本公開草案 第 13 項）とすることが提案されている。

## 本基準書案のその他の提案事項

### **（新規又は修正された IFRS 基準書への移行に関する開示要求）**

19. 新規又は修正された IFRS 基準書に含まれる適用開始時の経過措置には、関連する開示要求が含まれていることがあるが、本基準書案を適用する企業においても

---

<sup>6</sup> IFRS 第 1 号第 4A 項を適用することを認められた場合も含む。

これらの開示要求を適用することを本基準書案は提案（本公開草案 第 5 項）している。そのため、他の IFRS 基準書における経過措置に関する開示要求は、本基準書案の付録 A（子会社が本基準書案を適用する場合に置き換えられる他の IFRS 基準書の開示要求の列挙）には含まれていない（本公開草案 BC57 項から BC58 項）。

#### （保険契約）

20. 本基準書案は、IFRS 第 17 号「保険契約」については、開示要求で支えられている保険契約の会計処理のためのモデルを導入しており、子会社が IFRS 第 17 号を適用する初期の各年度において重要性がある保険契約を有している場合には、財務諸表利用者の便益は完全版の IFRS 第 17 号の開示によって最もよく満たされる可能性があるとしている。このため、IFRS 第 17 号については、削減した開示要求の提案は行わない（本公開草案 BC61 項から BC64 項）としている。

#### （本基準書案の維持管理）

21. 新規の IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正によって新たな開示要求又は開示要求の修正が生じた場合における本基準書案の更新については、IFRS for SMEs 基準を更新するのと同様の方法（3 年ごとよりも多くない頻度で、通常は包括的なレビューの後）で、本基準書案を定期的に更新する方法も検討された。しかし、本基準書案の適切な修正の検討を容易にするために、新規の IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正に関する公開草案を公表する都度、本基準書案の修正の提案を検討することが提案されている（本公開草案 BC87 項から BC91 項）。

## IV. 本基準書案の公表に対する反対意見

22. 本基準書案の公表について、1 名の IASB 理事<sup>7</sup>が反対票を投じた。当理事は SMEs である子会社にその適用の範囲を限定することに反対した。当理事は、本基準書案は設計上、公的説明責任のないすべての企業に対して目的適合性があり、本基準書案を適用する資格を与えるべきと考えている。当理事の反対理由は次のとおりである（本公開草案 AV1 項）。
23. IFRS 財団のミッションは世界中の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす基準を開発することであり、このミッションを果たすため、可能な限り IFRS 基準の幅広い使用を促進するべきである。本基準書案の利用資格の拡大は

---

<sup>7</sup> フランソワーズ・フローレス理事。

この IFRS 財団のミッションに沿ったものとなる。これまで IASB は、公的説明責任のある企業のために特別に設計された IFRS 基準を開発し、公的説明責任のない企業のみが利用可能な IFRS for SMEs 基準を開発し維持してきたが、本基準書案は、現在は IFRS 基準も IFRS for SMEs 基準も適用していない企業に IFRS 基準を開放する可能性がある（本公開草案 AV2 項）。

24. 各法域が行うことができる選択を制限している。すなわち、公的説明責任のない企業に対して、これまで IFRS 基準か IFRS for SMEs 基準のいずれかの選択であったが、そのような限定的な選択が受け入れられるのは、IFRS 財団がリソースを投入して IFRS 基準において公的説明責任のない企業のための開示要求を開発するまでの間のことであり、そうした要求事項が今では利用可能となっているため、どの法域も本基準書案の使用を当該法域が規制している公的説明責任のないすべての企業に開放することを禁止されるべきではない。当理事の見解では、基準設定主体として、IASB が利用資格を正当に制限できるのは、制限をしないと金融市場における透明性、説明責任及び効率性に反することとなる場合のみである（本公開草案 AV3 項）。
25. 当理事は、IASB が示した利用資格の制限の理由について、次の指摘をしている（本公開草案 AV4 項）。
  - (1) 削減した開示要求に対する要望を特に公的説明責任のない子会社について受けたことは、IASB の分析の範囲を制約するものではなく、適切なりサーチを制限することを正当化するものでもない。
  - (2) 削減した開示要求の開発は、IFRS for SMEs 基準における開示要求を維持するか又はその開発と同様のアプローチを使用するかのいずれかであり、削減した開示を含む IFRS for SMEs 基準は既に運用されているため、今回の開発アプローチは新しいアプローチではなく、警戒が必要とされるものではない。
  - (3) 適切なコストと便益のトレードオフは、SMEs の多様性を考えると判断が非常に困難であり、IFRS 基準の使用を強制する法域(例えば、複数の欧州の国々)では、公的説明責任のない企業が既に IFRS 基準を適用しており、それらの企業が本基準書案に関連したコスト節減を利用できるようにすべきである。
  - (4) IASB は、本基準書案がすべての SMEs に開放された場合、IFRS の要求事項により大きな安定性を要求する圧力がかかるであろうという懸念を示したが、現状でも IFRS 基準は既にすべての SMEs に開放されており、当理事は SMEs からそのような圧力が表明されているとは聞いていない。

26. IASB が実施している IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビューでは、IFRS for SMEs 基準が単純で適用が容易である状態を保つことを望む意見がある一方、IFRS 基準における認識及び測定の要求事項との密接な合致を優先する意見もあった。当理事の見解では、IFRS for SMEs 基準に関する IASB の維持管理の戦略は、本基準書案の範囲にすべての公的説明責任のない企業を含めたならば非常に容易になるとしている。IASB は、IFRS for SMEs 基準を単純で適用が容易である状態に保つという目的を支援でき、IFRS 基準との合致は、具体的な利用者のニーズを考慮しながら、主要な原則のレベルで達成できる（本公開草案 AV5 項）。
27. 本基準書案は子会社の特性を考慮に入れずに設計されており、技術的観点からは、その範囲の制限は目的適合性がない。本基準書案を適用する公的説明責任のない企業は、IFRS 基準を適用する企業の子会社かどうかに関係なく、利用者のニーズを満たす開示を提供する（本公開草案 AV6 項）。
28. IFRS 基準を現在適用している公的説明責任のない企業には、財務諸表から重要性がないとみなされる開示を取り除くことを支援すべきである。そうした開示を削除することへの支援は、IASB の開示に関する取組みの基準設定の取組みと整合的である。この取組みは、有用な情報をすべて提供し、かつ、有用な情報のみを提供し、IFRS 基準を適用している公的説明責任のない企業について、より合理的なコストと便益のトレードオフを行うことに役立つ（本公開草案 AV7 項）。
29. 利用資格の制限は、経済状況及び利用者のニーズが変化しないのに、支配の変化又は親会社の会計方針の変更を理由として、開示の体制を変更することを企業に強制する可能性がある。企業が条件を満たさなくなった場合、企業は開示の完全版セットの提供を強制されることになり、企業とその利用者に多大なコストの負担を要求する。当理事の見解では、そのような状況は正当化されず、「財務報告に関する概念フレームワーク」からの離脱となる。期間ごとの継続性への違反を生じさせ、コストの制約、重要性及び情報の目的適合性を損なうこととなるからである（本公開草案 AV8 項）。

## V. 本公開草案の検討の進め方

30. 本公開草案は、その前半部分で目的、範囲及び適用方法等を提案しており、後半部分で IFRS 基準書ごとの削減された開示要求を具体的に提案している。具体的な開示要求は、本公開草案において説明される開発アプローチに基づいて作成され、提案がなされている。
31. 本公開草案の構成を踏まえ、本公開草案の検討については、次の方針を進めるこ

とが考えられるかどうか。

- (1) 目的、範囲及び適用方法等の総論部分については、主に理屈の点で検討を行う。
- (2) 具体的な開示要求については、本公開草案で提案されている個々の IFRS 基準書について、本基準書案の開示要求の開発の出発点とした IFRS for SMEs 基準の開示要求と比較して、相違点は本基準書案の開発アプローチに従ったことによるものかどうか、また、提案された個々の開示要求が本基準書案の開発目的である「作成者のコスト削減」と「財務諸表利用者の有用性の維持」を達成しているかどうかの観点で分析を行う。

#### ディスカッション・ポイント

本公開草案の概要及び検討の進め方について、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以 上

## 別紙 1 本公開草案の質問

## 質問 1 — 目的

本基準書案の第 1 項は、本基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」の目的は、要件を満たす子会社が本基準書案における開示要求と IFRS 基準における認識、測定及び表示の要求事項を適用することを認めることであると提案している。

本基準書案の目的に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような目的を提案するか、また、その理由は何か。

## 質問 2 — 範囲

本基準書案の第 6 項から第 8 項は、範囲の提案を示している。結論の根拠の BC12 項から BC22 項は、当審議会が当該提案をした理由を説明している。

範囲の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

## 質問 3 — 開示要求案の開発に対するアプローチ

結論の根拠の BC23 項から BC39 項は、開示要求案の開発に対する当審議会のアプローチの理由を説明している。

このアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

## 質問 4 — アプローチの例外

結論の根拠の BC40 項から BC52 項は、開示要求案の開発に対するアプローチへの例外についての当審議会の理由を説明している。例外（本基準書案の第 130 項を除く）は、以下に関するものである。

- 開示目的 (BC41 項)
- 投資企業 (BC42 項から BC45 項)
- 財務活動から生じた負債の変動 (BC46 項)
- 鉱物資源の探査及び評価 (BC47 項から BC49 項)
- 確定給付制度債務 (BC50 項)
- IFRS 基準における開示要求の改善 (BC51 項)
- IFRS for SMEs 基準における追加の開示要求 (BC52 項)

(a) これらの例外に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの例外に反対なのか、また、その理由は何か。他の例外の提案はあるか。その場合、どのような提案があるのか、また、そうした例外を設けるべき理由は何か。

(b) 本基準書案の第 130 項は、企業が財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との調整表を開示することを提案している。提案している要求事項は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44A 項から第 44E 項における要求事項の簡略版である。

(i) 要件を満たす子会社が本基準書案の第 130 項を適用して財務諸表において報告する情報は、親会社が連結財務諸表を作成できるようにするために親会社に報告する情報 (IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項で要求しているもの) と異なるか。その場合、どの点において異なるのか。

(ii) 回答者の経験上、IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項を満たすために、連結財務諸表は財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との調整表を通例的に含めているか。

#### 質問 5 — 他の IFRS 基準書への移行に関する開示要求

IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正において、当該基準書又は修正基準書への企業の移行に関して定められた開示要求は、当該基準書を適用する企業に依然として適用される。

結論の根拠の BC57 項から BC59 項は、当審議会のこの提案についての理由を説明して

いる。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

#### 質問 6 — 保険契約に関する開示要求

本基準書案は、IFRS 第 17 号「保険契約」の開示要求を削減することを提案していない。したがって、本基準書を適用して IFRS 第 17 号を適用する企業は、IFRS 第 17 号の開示要求を適用することを要求される。

結論の根拠の BC61 項から BC64 項は、当審議会が IFRS 第 17 号の開示要求の削減を提案していない理由を説明している。

- (a) 本基準書案に IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約についての削減した開示要求を含めるべきでないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、IFRS 第 17 号の開示要求のうちどれを、本基準書を適用する企業について免除すべきか。本基準書を適用する企業について提案する開示要求を免除すべき理由を説明されたい。
- (b) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約を発行していて本基準書案を適用する要件を満たす企業を知っているか。その場合、そのような企業は回答者の法域において一般的なのかどうか、及びそれらの企業が公的説明責任がないと考えられている理由を記述されたい。

#### 質問 7 — IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

本基準書案の第 23 項から第 30 項は、最初の IFRS 財務諸表を作成していて当該財務諸表の作成時に本基準書を適用することを選択した企業に適用される、削減された開示要求を提案している。

IFRS 基準の初度適用企業が本基準書案を適用することを選択した場合には、企業は次のようにすることになる。

- IFRS 第 1 号を適用する。ただし、本基準書案の付録 A の A1 項(a)に列挙した IFRS 第 1 号の要求事項は除く。

- 本基準書案の第 23 項から第 30 項の開示要求を適用する。

このアプローチは、本基準書案が他の IFRS 基準書とどのように相互作用するのかについての当審議会の提案と整合的である。

しかし、IFRS 第 1 号は他の IFRS 基準書とは異なっている。IFRS 第 1 号は企業が IFRS 基準を初めて採用する時にのみ適用され、IFRS 基準の初度適用企業がその移行をどのように行うべきかを示している。

- (a) IFRS 第 1 号の開示要求を残さずに本基準書案における IFRS 第 1 号についての削減した開示要求を含めることに同意するか。

本基準書案の第 12 項から第 14 項は、本基準書案と IFRS 第 1 号との関係を示している。

- (b) 本基準書案の第 12 項から第 14 項における提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案があるか、また、その理由は何か。

#### 質問 8 — 提案している開示要求

本基準書案の第 22 項から第 213 項は、本基準書案を適用する企業に対しての開示要求案を示している。質問 4 から 7 に対する回答に加えて、

- (a) それらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの提案に反対なのか、また、その理由は何か。
- (b) 本基準書案を適用する企業に対しての開示要求の追加的な削減を提案するか。その場合、開示要求案のどれを当該基準書から除外すべきか、また、その理由は何か。
- (c) 本基準書案を適用する企業に対して追加の開示要求を提案するか。その場合、他の IFRS 基準書のどの開示要求を当該基準書に含めるべきか、また、その理由は何か。

#### 質問 9 — 本基準書案の構成

本基準書案の第 22 項から第 213 項は、当該基準書を適用する企業に対しての開示要

求案を示している。これらの開示要求は IFRS 基準書ごとに編成されており、付録 A に列挙している他の IFRS 基準書における要求事項の代わりに適用されることになる。付録 A に列挙されていない依然として適用される開示要求は、一般的には本基準書案において関連する IFRS 基準書の見出しへの脚注によって示されている。BC68 項から BC70 項は、本基準書案の構成を説明している。

本基準書案の構成（本基準書案の開示要求で置き換えられる他の IFRS 基準書の開示要求を列挙した付録 A を含む）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

**質問 10 — その他のコメント**

本公開草案における提案又は本公開草案におけるその他の事項（影響分析（結論の根拠の BC92 項から BC101 項）を含む）に関して、他にコメントはあるか。